

## 議第79号 観光物産販売所設置条例を廃止する条例の制定について

### 1 廃止の趣旨

下蒲刈海駅三之関観光物産販売所（以下「観光物産販売所」といいます。）については、下蒲刈町三之瀬地区（以下「三之瀬地区」といいます。）における公の物産販売所としての役割を終えたと考えられることから、これを廃止するものです。

#### 【施設概要】

所在地：呉市下蒲刈町下島2361番地の7

開設年：平成12年（築16年）

施設規模等：延べ面積 167平方メートル

構造 鉄骨造，平屋建て

主要施設 販売スペース（2室），事務室（1室），  
厨房（1室），倉庫（1室）

### 2 三之瀬地区における観光物産販売施設の状況

観光物産販売所は、NPO法人が市の使用許可を受けて、下蒲刈の特産品を中心としたふるさと産品等を販売してきましたが、平成28年6月1日から同NPO法人が南側約90メートルの場所で、同規模の物産販売所の営業を開始し、現在、空き店舗になっています。

また、観光物産販売所から北側約50メートルの場所で営業している民間事業者も、土産物等の販売を始めています。

### 3 今後の利活用方法

当施設は、安芸灘とびしま海道における観光の拠点施設である蘭島文化振興施設に隣接していることから、安芸灘諸島全体の観光及び地域振興に資する利活用方法を、地元と一体となって検討していきます。

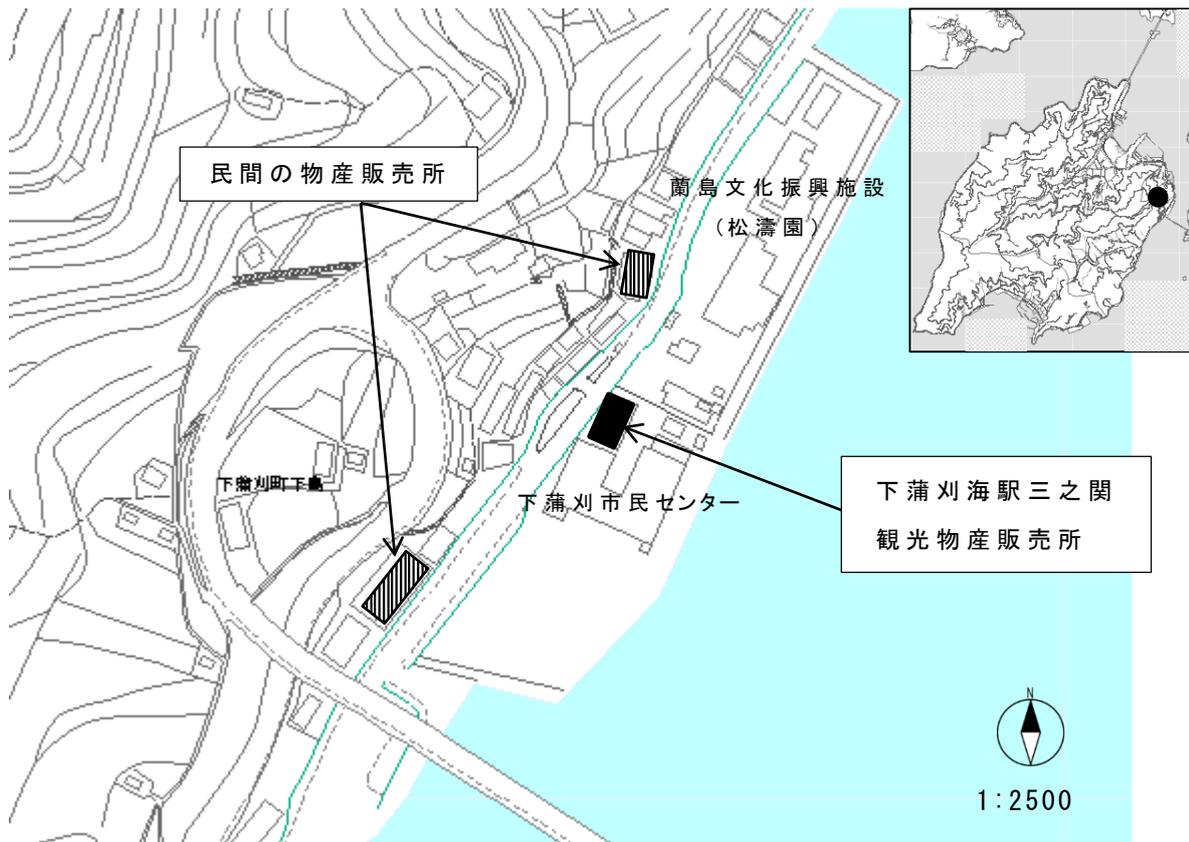
### 4 施行期日

平成28年10月1日

### 5 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

## 6 位置図



## 7 間取り等

